

留学説明会資料 (平成20年4月3日)

認定留学について

(A) 認定留学制度とは

- (1) この留学制度は学部教授会の承認を得て、札幌大学学長の許可により派遣されるもので、奨学金(入学年度により異なる)として支給されます。なお、この留学プログラムは派遣留学ですので留学終了後は札幌大学で講義を継続履修し、卒業することが条件となります。また、留学先大学の学費は自己負担となります。

※ なお、奨学金は本学の学費は春学期・秋学期それぞれ納期までに納入してもらい、完納したことが確認された段階で、支給されます。

- (2) 留学期間は次の通りです。(札幌大学の学年暦上の期間)
 - (i) 1年間：(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(2) 平成20年10月1日から平成21年9月30日まで
 - (ii) 春semester：平成20年4月1日から平成20年9月30日
 - (iii) 秋semester：平成20年10月1日から平成21年3月31日

※ 留学期間については上記の中からの選択になります。また、4年次の秋semesterの留学の場合には2月末に学籍を留学先から再び本学に移し、その年度の卒業が可能です。

(B) 外国語学部の協定校とアカデミック・コースを履修する場合に必要なとされる TOEFL SCORE

- | | |
|--|--------|
| (i) Saint Mary's University (500点 (ITP可)) | (カナダ) |
| (ii) University of Nebraska at Kearney (500点 (ITP可)) | (アメリカ) |
| (iii) Saint Michael's College (500点) | (アメリカ) |
| (iv) Ball State University (500点 (ITP可)) | (アメリカ) |

※ 学費が免除される協定校について

上記のうちで以下の大学は札幌大学からの奨学金に加え、留学協定校の学費が免除されます。(この枠での認定留学は「札幌大学交換留学」の Tuition Scholarship と内容的に同等です)

- (i) Ball State University (3名)
- (ii) Saint Michael's College (1名)

(C) 外国語学部協定校付属の語学学校への認定留学

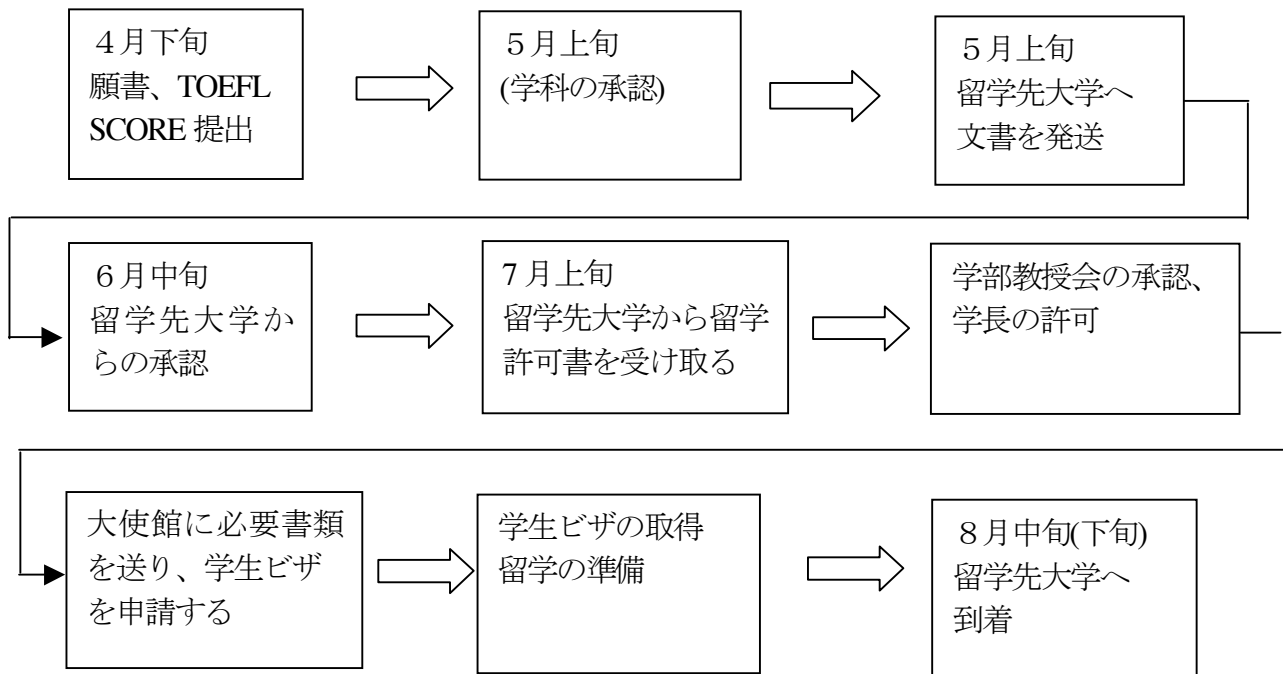
上記(B)の留学制度に加え、TOEFL 450点 (ITP可) 以上という条件で、1semester期間の協定校付属の語学学校への認定留学を許可します。

- (i) Ball State University
- (ii) Saint Mary's University

(D) 姉妹校・留学協定校以外の大学への認定留学について

姉妹校・留学協定校以外の大学への認定留学の場合には、各自で必要書類を留学希望大学へ提出し、その大学から留学許可書を得なくてはなりません。この場合には事前に学科の教員に相談してください。

(E) 姉妹校・留学協定校へ留学する場合の手続き（秋 Semester からの留学の場合）



(F) 提出書類と提出期日について

1. 願書締切：4月28日（月）（外国語学部学生支援オフィスに提出）
2. 出願書類：（1）願書
（2）TOEFLの成績票（コピー可）
（4月5日実施のTOEFL (ITP) のスコアーまでを有効とします）
（3）学業成績書（コピー可）